

『錫金識小録』の性格について

森 正 夫

はじめに

- 一、 編者黄印と従弟顧奎光
- 二、 成立の経緯と編纂の方針——乾隆『無錫県志』との関わり
- 三、 「民俗の利病」「民生艱難の故」——卷1「備参上」
むすびにかえて

はじめに

清代中期までの地方志の風俗の項には、明末の少なからぬ地方志の風俗の項に見られるような編者の社会秩序崩壊への危機意識を孕んだ叙述が見られないのではないかと。これはかつて明末における社会秩序の変容を論じた頃から筆者の抱いていた印象であった⁽¹⁾。ちなみにここでいう地方志とは、市鎮や県内の小地域を対象とする郷鎮志を含まず、県志や府志など、いわゆる地方志の大宗をなす部分を指す。また、社会秩序とは、さまざまなレベルの社会関係における秩序とそれらの総和として想定される全体的な秩序とを含むものである。

以上のような印象は、主として明末の地方志を全国的な範囲で比較的網羅的に見、清代中期までの地方志を江蘇・浙江にわたる地域に即してかなり粗放に摘出して読んだ際のものでありあって、いわば一つの仮説あるいは予測に過ぎない。ただ、こうした予測の手がかりの一つとなったのは、重田徳が70年代初頭に「郷紳支配の成立と構造」という周知の論稿⁽²⁾の中で、明末以来の郷紳支配の「国家権力への吸収・昇華」の証左とした乾隆『錫金識小録』卷10・「邑紳口碑」の一句を含む一連の記事である。重田が引用したのは、

「奢侈豪縦及び奴僕の肆横、今之を聞くこと罕なり。康熙より上、猶間ま一二有り。近くは益ます淳謹にして法を畏るるなり。」

という部分である。『錫金識小録』のこうした把握に注目したのは重田の炯眼である。同書卷1・備参上・邑紳」の項には、それに続く「士習」の項とともに、「邑紳口碑」の一句の発想が詳しく敷衍されており、それを含む同書は、清代江南の地域社会をめぐる豊かな問題を示唆してく

れるからである。筆者はかつて1980年に明代の郷紳と清代の郷紳との差異について、

「本朝の邑紳の郷に居るや、前明に較べて遠かに風雅に勝れり。」

「百余年来、従って未だ権倖に抗し、疾苦を陳べ、諤諤として回らざることと古人の如き者有らず。謹慎小心にして敢えて放縱せざると雖も、之を要するに、位を保ち身に安んじるの念、其の胸中に周（あま）なくして、久しくして気節の二字有るを知らざるなり。」

という「備参上・邑紳」の記述を念頭に置き、「清代の郷紳は、明代の郷紳と比べて風流ではあっても、政治的社会的実践に対する気概では劣る」とした⁽³⁾。さらに、「備参上・士人」をはじめ、「邑紳」や「士人」の存在態様をめぐる同書のその他の記述及び自身の地主制や民衆反乱の研究⁽⁴⁾、さらに清代地方志に関する上述の粗放な所見などに依拠しながら、清代の郷紳に関する次のような見通しを述べた⁽⁵⁾。ちなみに、80年の拙稿及び本稿では、郷紳を、士大夫層のうち、任官者あるいは任官の経験をもつ部分とし、生員を中心とするそれ以外の部分を士人とする。これは、上記「備参上」の二つの項目の分類に見合っている。

1. 清朝権力は“陞官発財”型郷紳による行き過ぎた収奪や非道を規制するとともに、県を基盤とする地域社会掌握を志向する“経世済民”型郷紳の自主的な動きをも抑圧した。
2. 清朝権力は、他方で、災害救済行政に見られるように、“経世済民”型郷紳の追求したところの、農民の再生産維持をはじめとする地域社会の公的な課題解決のための諸措置をとった。
3. 清代の郷紳は、瞿同祖等の指摘するように、たしかに県規模の地域社会におけるエリートであり、士人とともに、地方官の注意すべき県内の支配的社会層であったが、その公的課題解決への緊張感は、1. 及び2. の事情により、明末の“経世済民”型郷紳と比べ、はるかに薄い。
4. このため、明末の地方志風俗の項にみなぎる社会秩序維持への使命感とそこから生まれた危機感は、その中期までの清代の地方志風俗の項には殆ど感じることができない。
5. 清代において、士大夫層の中に地域社会の課題を自己の課題としてとりくむ者があるとなれば、それはおそらく士人層——生員等の中の、しかも“経世済民”型志向を有する分子であろう。

以上は、80年当時に筆者が行なった予測であり、第4項における明代と清代の地方志・風俗の記事の特徴の比較にしても、第5項における清代の士人層の志向の所在にしても、その他の第1－3項にしても、「明代の郷紳」という主題を検討したあとの展望として述べた予測に過ぎない。こうした予測を検証するためには、その後の10数年間に大きく発展した清代史研究の各

分野における成果をふまえ、資料に即した専論を蓄積しなければならない。本稿では、そのためのいわば基礎作業として、先の予測をした際、上述のように、主として念頭に置いていた乾隆10年代半ば、ほぼ18世紀中葉に執筆された『錫金識小録』の成立の経緯、編纂の方針——編者の問題意識、その中核をなす部分の内容を検討して本書の性格を考察するとともに、このことを通じて、上記の予測のうち、第4項及び第5項の点検を行なう。

一．編者黄印と従弟顧奎光

『錫金識小録』における「錫金」とは、清代、雍正四年に、無錫・金匱の両県に分割されるまでの、旧無錫県域を指し、編者のアイデンティティがそこに置かれていることを示す呼称であると推察される。この点についての言及は、関連資料の中にはとくにない。本書は無錫県の生員であった黄印によって編纂された。以下に見るその特徴ある内実からすれば、執筆されたという表現がより適切な部分も少なくない。黄印の生涯についての手がかりは、この『錫金識小録』という著作の内容自体以外には、その巻頭所載、彼の年下の従弟（中表弟）であり、生涯を通じて学問的交流のあった顧奎光の筆になる「廻谷黄君伝」のみである。当該の伝は、まず、『明史』に伝のある太僕卿黄正色が彼の七世の祖であること⁽⁶⁾「君人と為（な）り質直負気、其の学は艱苦、潜かに思い独り契りて、踏襲を屑しとせざる」学者であり、「尤も易理に詳細しく」、十六年を費やして『読易質疑』を著したことから筆を起す。「家は貧しく、冠を踰ゆるや、経を郷里中に授けつつ、徧ねく先儒の書を読み、夜を徹して静座し、容を正し歩を矩り、侃侃として繩尺を蹈む。或いは目笑するも顧みざるなり」という生活を送りつつ、科挙に応じた。すなわち、「諸生に補せられ、高等を連試し」たのである。しかしながら、「乾隆辛酉（6年、1741）の郷試、君は文已に式に中るも、会たま両主司の議、牴牾すれば、竟に之に落ち、甲子（9年、1744）の後復た試に應ぜず、弟子日に進む。」というように、挙人の資格を得ることができず、学者・教師としてつましい日常が続いた。

「君は友愛なり。弟の斯皇亦た諸生。婦没す。君、其の子女を撫すること、己の子女と同じ。寡婦嫂祝氏子無し。君、長子を以て之に子とし、之を養うこと終身、家に間言無し。性儉にして他の嗜好無し。布衣にして糲食、読書して道を談り、愉愉如たり。居る所の老屋三楹、寢室・庖湍、咸な紡車・織具在り、鍼管・刀筆、縦横に錯置され、子女嘯笑して前に満つるも、君は但だ危坐し、一編を持して雑誦し、少も休まず。」

もとより、当該の伝のこうした叙述を通じて、家屋のほかに、生活を支える基盤として最低限の土地を所有していたことが推察されるのであるが、同時にその妻女による自家紡織が不可欠の収入源であったことは確かである。黄印が社会的には、士大夫・読書人の下位にある「士

人」層の典型であったことはほぼ明らかであろう。

黄印の従弟顧奎光について紹介しておくことも必要であろう。

上述の補記で、顧奎光は、黄印が「易を読み、心に得ること有る毎（ごと）に、輒ち予を索め、喜色もて相告ぐ。予或いは他事に応ずれば、則ち随いて東西に走り、必ず其の説を竟（きわ）む。」と述べている。顧奎光は、黄印の深く信頼する学問上の親友であった。

顧奎光は、伝の補記に自ら記すところによれば、乾隆10年（1745）、郷試に合格して上京中、山西の晋陽書院に山長として招聘され、その後任地は不明であるが、知県となっている。顧奎光は、乾隆20年（1755）には湖南の瀘溪県で知県として在任、同じく29年（1764）には桑植県に知県として在任しており、この両県でそれぞれ県志を刊行している⁽⁷⁾。顧奎光が地方志の編纂に自ら知県として関わった経験の持ち主であったことがわかる。他方、顧奎光は、乾隆13年（1748）に『金詩選』を、16年（1751）には『元詩選』をそれぞれ刊行しており、文学と歴史に関する造詣にも深いものがあったと見られる⁽⁸⁾。

顧奎光については、さらに付け加えておかねばならない点がある。『明清江蘇文人年表』が彼の文集『顧雙溪集』を引いて次のように述べていることである⁽⁹⁾。

無錫顧奎光採歌謠体，作「行路難」五章，反映行旅艱難及沿路所見民生困苦。（乾隆12年）

無錫顧奎光作「觀刈稻」長詩，述米商勾結官府作奸，致無錫米價騰貴病民事。（乾隆12年）

江南大饑，窮民以不能忍受起鬪争，当事捕殺無辜，被逮問，無錫顧奎光作「江東行」，云「中丞來，米價增，中丞去，米價平，家家焚香送中丞。」（乾隆13年）

顧奎光は、旅行時において、あるいは郷里無錫の米價騰貴に際して、民衆の困窮に同情を寄せ、それを詩に詠む感覚の持ち主であり、黄印の上述した生活ぶりや、後に述べるその「民生」に関する言動をめぐる顧奎光の評価は、単に自分がその従弟であるが故の称誉から出たものではなかったと推察されるのである。

二. 成立の経緯と編纂の方針——乾隆『無錫県志』との関わり

黄印によって執筆された『錫金識小録』については、顧奎光による「伝」の本文の末尾、段落としての長い補記の前に、簡潔な記載がある。

「君の集むる所に『錫金識小録』有り。都（す）べて邑中の遺事・古文を載す。多くは作らず。皆法度有り。」

顧奎光は、ここでは、『錫金識小録』に「邑中の遺事・古文」の記録としての意味のみを認め

ているようである。しかし、なぜこうした記録が必要なのか、という点について、実は顧は『錫金識小録』の「序」で立ち入った説明を行なっている。本書の意義についての黄印自身のことばを聞く前にこの説明を見よう。

顧奎光は『錫金識小録』の「序」で、まず、この書は、正史とも方志とも異なる稗官野乗であり、正志・方志の補助的役割をもつものであり、とりわけ方志の欠陥を補うものであると位置付けていた。すなわち、顧奎光はこのようにいう。「説家の流の別に出す者」としての「稗官野乗」は、「晋宋以降」、「不信・不公・不雅」に陥りがちである。

「故に稗官野乗と雖も、亦た必ず之を有道能文の者に託し、然る後に不信・不公・不雅の病氣無くして、国史・邑志の助為らん。」

しかしながら問題は、稗官野乗のみにあるのではなく、実は、その助けを得る国史と邑志、とりわけ邑志の側にもおびただしい。

「夫れ邑志の体は史に本づく。而れども邑志の信じ難きこと、史よりも甚だし。国史は善悪並に載すれば、是非功罪、明白顯著にして仮借すべからず。易代の後の若きは、忌諱は必ずしも避けず、請託も施す所無し。然れども猶公論において謹しからざる者有り。志は善を揚ぐるを以て主と為す。苟くも大に清議を干すに非ざれば、湔洗するに由し無く、後人皆擲を得るなり。諛墓の詞、人の記載を求め、末流の善謗、直筆もて撓め易く、繁称夸辞、業を買うに益を求む（多い少ないと穿鑿する）。業已に興論（原文作輪）孚わざるも、而れども猶未だ子孫の腹を慶かさざれば、誰か敢えて衆の射的と為り、以て闇を召き怨みを取らんや。」

「是非功罪」をそのまま記す「国史」と異なり、「邑志」はひたすら「善を揚ぐる」を目的とし、子孫の代に至るまで当該の人物の肯定的評価に対する飽くなき追求が行なわれる。問題はこうした個別の人物の評価に対する個別の家からの規制に止まらない。問題が公的レベルの事情や発言に及ぶと、県を上から規制する行政的圧力の存在も大きい。

「時政の利弊及び遺言瑣事に至りては、則ち或いは当道に関わり、体制に限らるる有れば、悉く載するを得ざる者有り。其の闕逸亦た少なからずと為す。夫れ惟だ有道能文の士、虚心討論し、前聞を採摭し、時事を参酌すれば、事は必ず核実、語は必ず雅馴なり。搜訪桑梓を越えずと雖も、抑もそも亦た邑志の羽翼なり。」

「当道」——枢要の地位にある官僚、「体制」——制度上の規制の存在のために、「時政の利弊」——同時代の知県の行政の長所と欠点や「遺言瑣事」——過去の優れた発言や事柄の委細

に関する記載が限定を受ける場合がある。であるからこそ、正しい姿勢と文章表現の能力をもつものによる、利害にとらわれない検討、過去の発言の収集、時事問題への留意が必要であり、かくして対象は必ず事実裏付けられたものになり、表現も正確かつ飾り気のないものになる。もとより資料の渉獵の範囲は地元の範囲を出ないとはいえ、県志の補助となるのである。

このように、顧奎光は、「邑志」——県志の限界を冷静に自覚し、それを補なう存在として「稗官野乘」を積極的に位置付けるのである。

「邑志」と「稗官野乘」との関係をめぐる顧奎光のこの見解は、彼自身がまさに「邑志」としての乾隆『無錫県志』編纂の当事者であったが故に、きわめて切実である。すなわち、顧奎光は、今日の日本では、静嘉堂文庫に所蔵され、扉に「乾隆庚午季冬新鐫 尺木堂藏板」と刻されている『無錫県志』編纂に際し、時の知県であった王鎬に招かれた4人中の一人だった。

乾隆『無錫県志』の扉にある庚午とは乾隆15年である。しかし、他方王鎬の序には「十六年辛未」と記され、巻頭の江蘇巡撫莊有恭及び江蘇学政雷聯の手になる二つの序には、それぞれ「十有八年四月」、「十有八年五月」とある。上記莊有恭の序には「辛未秋、余命を奉じ、来りて呉を撫す。而して書適ま成り、令廼ち志の序を以て請を為す。」といい、辛未とは16年のことであるから、16年中に編纂完了、18年に刊行とみなされる。庚午——15年は後引の部分をも参照すれば、編纂着手の年として位置付けられる。上述の扉の刊記はこの年に因んでいるのである。黄印自身は、後に触れるように、乾隆『無錫県志』を「庚午新志」、あるいは「無錫新志」と呼んでいる。

しかも、顧奎光らによる「邑志」の編纂における資料収集作業を援助したのが、黄印その人であり、その作業の成果をふまえてまとめられたのが、「稗官野乘」としての『錫金識小録』であった。

一連の経過は、「序」の次の部分において明らかにされている。

「乾隆庚午、邑侯王公鳳巢、浦先生二田・華師豫原・伯氏震滄及び予の四人を延ねき、共に邑志を編せしむ。前志自り外、徧ねく逸書を徴するも、僅かに数種を得るのみ。中表兄黄君堯咨之を見、其の散佚を恐れ、乃ち哀集して焉を類次し、益すに近事を以てす。凡そ子史文集の邑事に及ぶ者有れば、亦た多く摭入す。志成るに及び、黄子は事の民俗の利害に関わり、而かも志の未だ載するに及ばず、或いは載するも而かも未だ詳ならざる者を以て、別に手眼を出だし（手立てを講じ）、^{べつ}別に二巻と成し、遺せるを補い誤れるを訂だせり。而して民生の艱窘の故において、毎三（再三）意を致すなり。深識遠慮、僅に諸の軼事を識る者の能く見及ぶ所に非ざるなり。之を合わせて十有二巻を得、顔（だい）して錫金識小録と曰う。以て黄子の志を知るべきなり。」

黄印の『錫金識小録』は、乾隆『無錫県志』編纂時に収集された資料のうち、無錫県におけ

る人民の生活——ここでの「民俗」は「民生」と同義であろう——の利害に関わる事柄で同県志に掲載されなかった部分やきわめて簡単にしか掲載されなかった部分を、県の人民の生活に困難をもたらす原因に留意しつつ整理し、2つの巻にまとめ、同県志の補遺・訂正とするとともに、その他の部分をあわせ、全12巻本として成立したものであった。

顧奎光の「序」は、『錫金識小録』が「稗官野史」に属しながらも作者黄印の見識によって固有の弊害を免れ、「国史」「邑志」の一環をなす乾隆『無錫県志』に対し、相互補完的な役割を果たしていることを記して結びとしている。

「黄子書を読みて識有り、尤も易学に^{くわ}達しきなり。今是の書を^{つく}為るや、人我の見、両つながらに忘れ、流弊を防ぎて幽隱を彰わし、末俗を励まして風化を^{ただ}端せり。志と相輔けて並び行なわるれば、不信不公不雅の弊、吾免がるを知るなり。黄子書を以て余に序を^{ショフ}属す。余因りて其の巻首に識し、是の書を観る者共に之を宝とするを願う。時に乾隆十七年歲次壬申三月中浣、中表弟雙溪顧奎光序す。」

乾隆『無錫県志』の編纂に従事した4人の読書人の一人であった顧奎光は、以上のように、この県志編纂の過程と『錫金識小録』の成立の過程とがきわめて緊密に関連していたことを記しているが、後者の完成した時点が乾隆17年で、前者の編纂完了の16年の翌年に当たることにも言及している。両者はまさに双生児のごとき性格をもっていたのである。

それでは、『錫金識小録』の作者黄印の側からすれば、乾隆『無錫県志』と『錫金識小録』の双方はどのようにとらえられていたであろうか。『錫金識小録』に黄印自らが記した「例言」に即しつつ見ていこう。

顧奎光と同じく黄印自身も基本的には『乾隆無錫県志』と『錫金識小録』とを相互補完的なものと見る。ただし、黄印は、「国史」「邑志」の両者をとりあげることはなく、専ら「邑志」のみを念頭におく。また自らは『錫金識小録』を「稗官野史」と位置づけることはない。顧奎光の「序」のように書籍目録学的な用語によって『邑志』と『錫金識小録』とを比較し、事柄の学問的一般化を志向するのではなく、より直截に、『錫金識小録』の編者の立場から『邑志』とは異なる『錫金識小録』の特徴を述べている。「廻谷氏識す」と末尾にしたためられ、黄印自らの手になったことを示す『錫金識小録』の「例言」には、このことがよく示される。

なお、「例言」について留意しなければならないのは、そこでいう所の「邑志」は、すべての場合が、乾隆『無錫県志』を意味するものではないことである。黄印が、乾隆『無錫県志』と『錫金識小録』双方の成立過程における緊密な関連をもとより当事者の一人として明確に自覚していたことは、上に見た顧奎光の「序」からしても、疑いを容れない。しかし、厳密には、黄印が意識していたのは、乾隆『無錫県志』だけではない。乾隆『無錫県志』を含む歴代の『無錫県志』が「邑志」と呼ばれ、自らの『錫金識小録』と対比されている⁽¹⁰⁾。このことは「例言」

全16条中、最後の第16条に、

「邑志の載する所は、概ね^{ふた}複た^たびは出さず。惟だ雑識は仍お采入する者多し。（中略）庚午新志に至りては、則ち此の録中に於いて采入する者約十余条なり。尽くは資を彼に取るに非ざるなり。」

とあることによって示される。黄印は、『錫金識小録』執筆に際し、乾隆『無錫県志』に尤も直接的な関心を注いでいたが、ただそのみならず、時としてその編纂方針と内容の中に受け継がれている歴代の「邑志」のありかたにも批判的な関心を向けていたのである。なお、以下では、『錫金識小録』を『小録』と略称する。

さて、「例言」冒頭の2ヶ条は、全16条中の核心をなす。

「一。茲の録は邑志の外編為り。邑志の体は、宜しく簡嚴にして莊雅なるべし。茲は則ち雅俗兼せ取り、奇正並びに収む。意は旁搜に在り。瑣屑を厭わざるは、亦た其の体の然らしむるなり。遺缺を補い、異同を参（しら）べんとすれば、或いは是に於いて取る有るなり。」

「一。事の民俗の利病に繋がる有るも、而かれども志の載する及ばざるは、或いは当途に礙げられ、分類に限られり。必ずしも尽くは疏漏に由らざるなり。而れども^{かな}要らず缺くべからざれば、^{いづ}焉んぞ^{つまび}詳らかにせざらんや。如とえば彙追（長年滞納されている「田糧」＝土地税の一括徴収）の始末、漕弊（漕糧の弊害）の興革、社倉、郷約、保甲、関柵の類是れなり。其の或いは過ぎて簡約を求め、脱誤明らかならざるを致し、而れども係わる所実に鉅なるものは、田糧、民役の類是なり。愚、此の類を推して備参二卷と為し、志の缺を補い、志の訛を訂さんとす。民生艱窘の故に於いて、尤も惓惓なり。凡そ糾正する有る者も亦た併せて附入す。」

黄印は、顧奎光よりも、明快率直にしている。「邑志」は、「簡嚴にして莊雅」というスタイルを要求されているが、「邑志の外編」、すなわちその別篇である『小録』は、「俗」であろうと「雅」であろうと、問われることはなく、「奇」も「正」も、ともどもに採ればよい、と。そして、そこには、非常に積極的な役割、「遺缺を補い、異同を参（しら）べる」際の資料源としてのそれがある、と。こうした『小録』の役割は、とりわけ「民俗の利病に繋がる」問題について明らかである。

なぜ、「民俗の利病に繋がる」問題を「邑志」が掲載しないことがあるのか。先述のように、顧奎光の「序」は「時政の利弊及び遺言瑣事に至りては、則ち或いは当道に関わり、体制に限らるる有れば、悉く載するを得ざる者有り。」としている。「序」のこの部分が『小録』「例言」の「志の載する及ばざるは、或いは当途に礙げられ、分類に限られり。必ずしも尽くは疏漏に由らざるなり。」という部分に対応していることは明らかである。しかしながら「例言」が、「要

らず缺くべからざれば、焉んぞ詳らかならざらんや」として「彙追」以下の問題を挙げ、さらに「過ぎて簡約を求め、脱誤明らかならざるを致し」たのだが、「係わる所実に鉅なるもの」として「田糧、民役」の二問題を挙げることに注意する必要がある。「志の缺を補い、志の訛を訂正さんとす」るに際しても、「民生艱窘の故に於いて、尤も惓惓なり。」というように、ポイントは「民生」にあるのである。

「例言」の他の14条は、その他の「諸もろの軼事」——さまざまの埋もれてしまった事実をどのように整理して『小録』の各巻に掲載したかという方針に関するものであるが、各巻の具体的内容に即して述べたものとそれ以外の部分とに分かれる。前者は第4—10条に配置されている。

第4条 卷3「旧蹟」とその他の部分について

第5条 卷5「補伝一 仕宦」,「補伝二 士品」,「補伝三 孝友」,「補伝四 行義」,「補伝六 方伎」,「補伝七 流寓」,「補伝八 貞烈」について

卷7「稽逸一 名賢邑紳」,「稽逸二 邑士」,「稽逸三 封君」,「稽逸四 富室」,「稽逸五 齊民以下」,「稽逸六」

卷8「稽逸六 畸異」,「稽逸七 技術」,「稽逸八 方外」,「稽逸九 閩媛」について

卷九「科名」,「高年」,「存疑」について

第6条 卷4「綜考」について

第7条 卷4「司牧」について

第8条 卷10「前鑒」について

第9条 卷11「紀異」について

第10条 卷12「語雋」「雜言」について

残る7ヶ条のうち、第3条は、収録した「諸もろの軼事」のうち、「明の万曆」以前のものは、その多くが「前人の記載」に基づいているが、「明季より国朝に至る」ものは、「時代近けれども、而かれども事の闕くる多し」という状態であったので、「故老の伝うる所を追憶し、参ずるに見聞の及ぶ所を以て」したこと、それらが全体の「十の三」を占めていることを記す。資料の来源として故老からの聞き取りや自己の見聞にする者があり、30%に達しているというのである。この第3条と第11—16条が、後者、すなわち資料の取扱いや表記の形式及び編纂の一般の方針について触れた部分に当たる。ここではまず、第4—10条の中で、「邑志」との対比が行なわれている箇所を挙げて見よう。

「諸書の載する所、其の人の邑志に入れるべき者は、別に補伝一卷を為る。近く見聞の真確なる有る者も、亦た之に登せ、以て微を顕わし（原文の「微顕」を「顕微」と補訂）幽を闡らかにするの義を寓す。邑志の已に伝有るも、而かれども逸事尚多く、或いは其の人載するべか

らざるも、而かれども事の采るべき有るは、名賢・邑紳より以て閩媛に至るまで、各おの類次を以てし、必ずしも揚を専らにし美を懿（ほ）めず。以て異聞を広め故実を備うべき者も、亦た焉を録す。」（第5条より）

「邑志の人物は類を分つと雖も、而かれども一類の中、猶未だ朱紫混淆するを免れず。故に正史の載する所を考え、祀典の公準・諸ろの古の君子の論定並びに当日の郷評を参じ、以て尚論の意を寓し、綜考の一門を為り、古今の詩文社会を附し、於いて以て人文の盛んなるを徴すると云う。」（第6条より）

「邑志は美を揚げ悪を隠すも、軼事を記すには、則ち淑（よ）きも慝（わる）きも並び存す。茲に前事の垂れて鑒みるべき者を取り、総じて一門と為す。勸有れば必ず懲有らしむ。末俗に於いて未だ補する無しとせず。その邑志と判別するに、未だ遽には信ずべからず、或いは記載互いに異なり、未だ孰れか是なるを知らざる者は、則ち存疑に入る。」（第8条より）

第5条や第8条では、「邑志」が人物や人物の行為について、その肯定的な側面のみをとりあげることが指摘されている。これは、すでに、顧奎光が「稗官野乘」に対比して「邑志」の特徴を挙げる際にも強調していたことと変わらない。相違は、第一に、「必ずしも揚を専らにし美を懿（ほ）めず。」というように、『小録』ではこうした肯定的側面のみをとりあげないことを率直に表明していること（第5条）、第二に、「邑志は美を揚げ悪を隠すも、軼事を記すには、則ち淑（よ）きも慝（わる）きも並び存す」（第8条）というように、否定的側面もそのまま記述することを大胆に宣言していることである。その結果、「茲に前事の垂れて鑒みるべき者を取り、総じて一門と為す」（第8条）という原則の下、人物の否定的行為のみを65項にわたって詳細に特集した巻10「前鑒」が設けられることになったのである。ちなみに、巻10「前鑒」には、冒頭に引用した「邑紳口碑」をはじめ、「奴横」、「優童」、「声色」、「邑紳貪毫」、「時宦僕横」など、明代以来の郷紳層の否定的行為がおびただしく含まれている。「邑志の人物は類を分つと雖も、而かれども一類の中、猶未だ朱紫混淆するを免れず」（第6条）とするのは、別の角度からではあるが、「邑志」における人物の扱い方を正面から批判したものである。

編纂の一般の方針について述べた第14条では、ここに見た『小録』における人物や人物の行為の記述態度を、「邑志」への言及を離れて、さらに直截に述べている。

「是の書、事を記し言を纂するに、務めは罅漏を補苴し、幽渺を張皇するに在り。其の人の善を彰かにする者は、固より後人の矜式と為すに足る。間ま悪を紀すの条の、或いは犯人忌む所の者有るも、亦た並びに書して隠す無し。怒りを引き怨みを取るも、辞せざる所有り。」

悪事を記すことによって、それを犯した人々の怒りや怨みを買うことを敢えて恐れない、というのが『小録』の作者黄印の建てた基本方針であった。

このように、「例言」4条以下には、事実を直書するという編纂の方針がきわめて直截に打ち出されているのであるが、その節々を通じて、『小録』の大部分が、人に関する記述で満たされていることが示される。これは、紀伝体で記された中国歴代の正史の構成上の特徴として認識されていることと共通する。また、清代地方志を主たる対象として論じられた井上進の論稿⁽¹¹⁾が、地方志においては人の要素が基軸となっていると指摘していることをも想起させる。『小録』が「邑志の外編」であるとすれば、このことは当然とも言えるが、「例言」第4条には、『小録』が収録した先行の文献の記事をどのように分類したかを記す。

「従来軼事を志す者、多くは類を以て次せず。誠に事既に紛雜し、分類難きを以てするならん。然れども観る者毎に其の繁乱に苦しむ。予、諸書の載する所を按ずるに、事の地に繋がる者、約十之一、人に繋がる者、約十之九、茲に略して部署を為り、地の繋がるべき者有れば、統ぶるに旧蹟の一門を以てし、人に属する者は、則ち人を以て等差を為し、而うして事をして之に従わしむ。各おの条理有り、而かも亦た煩碎に失せざるに庶幾からん。」

実に人の要素は90%に達するという。ここには、第3条にいうところの、全資料の30%を占めるとされる、故老からの聞き取りや黄印自身の見聞に基づく部分の分類には言及されていないが、この部分も文献による部分と「合して一書と為」された（第3条）とあり、人九事一という比率は『小録』全体の構成比を示すものといえよう⁽¹²⁾。以上に記してきた『小録』における人の扱い方は、それ故に『小録』全体の編纂方針の特徴を反映している。

さて、「序」において顧奎光が、「例言」において黄印自らがそれぞれに述べた『小録』の編纂方針の特徴をより具体的に把握するためには、『小録』の内容を、乾隆『無錫県志』、さらに歴代の『無錫県志』の内容と対比しつつ検証することが必要である。ここでは、以下に、顧奎光及び黄印がともに『小録』の核心部分とする巻1「備参上」、巻2「備参下」のうち、前者に即して、しかも限定された形での初歩的検証を試みる。

三。「民俗の利病」「民生艱難の故」——巻1「備参上」

「事の民俗の利病に繋がる有るも、而かれども志の載する及ばざるは、或いは当途に礙げられ、分類に限られり。必ずしも尽くは疏漏に由らざるなり。」

すでに先引した『小録』「例言」の第1条では、ここに再録したように、一方では、「事の民俗の利病に繋がる有る」にもかかわらず、「邑志」に缺如しあるいは簡略に過ぎたものがあるこ

とを指摘しつつ、他方では、それについては、編纂者の側に已むを得ない事情のあったこと、上下二巻からなる「備参」を置いて、「志の缺を補ない、志の訛を訂だす」ことを、穏やかに述べていた。ただ、その際、「民生艱窘の故に於いて、尤も倦倦たり」、すなわち人民生活の生活に困難をもたらす理由についてもっとも真摯であったと付言し、さらに、

「凡そ糾正する有る者も亦た併せて附入す。」

という一句を最後に置いていた。とすれば、二巻にわたる「備参」上下には、缺如あるいは簡略に過ぎた項目の「補」及び「訂」、すなわち補充というべき部分と、顕著な過誤に対する「糾正」、すなわち正誤というべき部分との二つがあることになる。巻1「備参上」が前者に、巻2「備参下」が後者に当たるとみなされる。それぞれの細目を、以下に紹介しておく。

巻1 「備参上」

田糧。民役。均田均役略。官兌官運略。地畝等則。田土之利。場圃之利。山沢之利。力作之利。米価。交易銀錢。彙追。漕弊。関柵。社米・郷約・十家牌。衙棍。胥吏。邑紳。士習。風俗変遷。補訂節序——正月至十二月。

巻2 「備参下」

旧城考。郷都考誤。村巷訂誤。芙蓉圩凶考。古蹟牴牾。古蹟補遺。補山・附墩。補水。橋梁之誤。坊表之誤。学田考。入泮額誤。歳貢例。選挙表遺誤。著述補。人物伝私論。兵燹寇盜。祥異補。

一見して明らかなように、巻1「備参上」で取り扱われているのは、いずれも無錫県の地域社会が現実直面している目前の経済的社会的課題と社会状況に関わり、「民俗の利病」、「民生艱窘の故」に直結するものであり、それ故に「邑志」を補充して、問題の正確な認識とその解決に資することが期されたものである。他方、巻2「備参下」では、「邑志」の各項目に収録されている基礎資料ともいうべきものの正誤である。『小録』全篇における黄印の問題意識の特徴は、両者のいずれにもそれぞれの形で表現されているが、ここでは、黄印がもっとも意を注いだとされる「民俗」「民生」に直接関わる巻1「備参上」を主として検討する。

「備参上」の第3項「均田均役略」では、地丁併徴に先立つ、清初の江南における最大の賦役制度改革であり、郷紳などの賦役負担における特権を廃止した均田均役⁽¹³⁾の無錫県における概略が紹介される。また、第4項「官兌官運略」では、納糧戸が漕運に当たる運軍に漕米を直接交与する際に行なわれてきた中間搾取を排除するため、県の行政当局を通じて運軍に交与することを内容とする官兌官運の開始及び関連する漕米納入方式の改革が、簡略に紹介される。そ

の上で、第4項の末尾に、次のような一句が付される。

「均田均役，官収官兌官運は，本朝第一の善政為り。新志皆載せず。故に其の略を此に存す。」

非常に簡明ながら，乾隆『無錫県志』に対して『小録』が行なおうとしている補充の狙いがどこにあるかが端的に示されている。

また，「備参上」の第5項「地畝等則」では，無錫県の水稲栽培の条件が土地の高低によって異なることに基づいて，平田，高田，低田の三分が設定され，それに対応して，1畝当たりの田糧（税糧，錢糧）額に実質的な等差が設置されていたことが，詳しく紹介され，

「此れ糧額の由りて定まる所にして，志は宜しく脱略して載せざるべからず。」

「邑志を修する者，盍んぞその略を紀し，守土者をして之を知らしめざらんか。」

などの評語が付せられている。

こうした黄印の問題意識は，「備参上」中，必ずしも乾隆『無錫県志』や「邑志」一般の不備に言及した箇所のみを表れているのではない。先の「均田均役略」には，次の按語が見られる。

「按ずるに，今日の田役は大段既に均しきも，猶小（やや）均しからざる者有り。蓋し総甲の役，難有り易有ればなり。富戸善区を択べば，毎甲溢額多し。沿塘諸図に至りては，毎甲止だ一百四五十畝の者有り。又皆零星細戸にして，貧しくして役に應ずるに堪えず。此れ其の弊は税書に由るなり。必ず推収の時に於いて，賄を受くるを嚴禁し，役すること易きの区をして，田溢するを得ざらしむれば，則ち難役の甲，自ずから田虧くを致さざらん。苟しくも心を留めて査核すれば，何ぞ能く隱遁せん。惟だ漫として意を経ず，急務に非ずと視，故に彼をして其の手を上下するを得しむるのみ。」

上引のように，黄印は，均田均役が清朝の統治時代に入ってから「第一の善政」であるにもかかわらず，乾隆『無錫県志』がそれを載せていないと指摘していた。しかしながら，均田均役に対するこのような肯定的評価とは別に，その施行後にもなお役負担の不均等が残っていることを指摘し，「皆零星細戸にして，貧しくして役に應ずるに堪えず」という事態の改善を更に訴えているのである。黄印が「備参上」を置いた意図は，単に書物としての，方志としての『県志』の未熟さを批判し，補訂を行なうことにあるのではなく，まさに「民生艱窘の故」を明らかにし，それを解決するためであった。また，「零星細戸」が「艱窘」に陥っていることを指摘している彼の眼は，この社会層の生活を離れていない。

『小録』「備参上」のうち、「民俗」「民生」に対する関心に基づいて、乾隆『無錫県志』の不備をもっとも鋭く批判しているのが次に引く「民役」の項である。事柄の理解のためには、ここでは、原文の提示が必要だと思われる。段落で区切っておく。

〔I〕自一条鞭之法行，一切民間雜役，俱改折編入正供。其田上輪役，惟總甲・里長・里書三者。總甲管一區事務，里長管推収過割，里書管區內錢糧。昔邑中多逋賦，且多死絕逃亡，官惟責成里長一人，賠累不堪，多被杖責，往往破家。康熙初，邑士孫海佳等，条列其弊，具呈於邑令吳公興祚，詳請革去里長，錢糧止責成的戶，勒碑永禁。自後但有總甲・里書，在官在民，久不知里長名目矣。

〔II〕乃今無錫新志，並不載里長已經革除，朦朧照旧志，平列三項，云里長管一區錢糧，凡盈縮完欠，催迫比較，皆其責，亦草率不明甚矣。設邑令下車，惟挾新修志書，錢糧完欠，將於里長是問，豈不大誤乎。

〔III〕又按雍正中新旧併徵，鄉民多逃匿，其時拏捉欠戶牌票，必協同總甲。總甲与里長，皆業戶輪役耳。使里長未革，分当承值錢糧，何反舍里長而問總甲乎。是今無里長，尤顯然可見。當時又有總甲催糧之議，漸以錢糧之完欠，波及總甲。是總甲而兼里長之役矣。昔里長專任錢糧，猶以被累不堪而罷。况總甲事既繁重，奈何復以錢糧責之。此皆未考旧章之故。

〔IV〕修志者当先詳載旧志，俾知錢糧完欠，本里長之任，於總甲無涉，次載里長之所以革，而細列其賠累重困之由，俾知里長尚不能獨任，則總甲斷不能兼任，庶令觀者曉然，而總甲催糧之萌可免矣。大抵一涉筆，即当詳計民生日後利害，奈何既昧於古，復闇於今，惟苟簡塞責哉。

各段落の大意は以下のものである。

〔I〕一条鞭法が行なわれて以来、徭役中の雑役はすべて土地税に組み入れられ、それぞれの区において、「事務」を所管する総甲、「推収・過割」（土地所有権の出入）を所管する里長、「錢糧」を所管する里書の三者が残っていたが、土地税としての錢糧の滞納及び相続の絶えた家や逃亡する家の代替負担がすべて里長のみの責任とされたため、康熙初年に、知県吳興祥によって、里長が廃止され、土地税としての錢糧は、以後、県当局から直接各納糧戸に請求されることになった。

〔II〕にもかかわらず、今回、「無錫新志」、すなわち乾隆『無錫県志』は、里長がすでに廃止されたことを記載せず、不正確にも、前回の『無錫県志』にそのまま依拠して、総甲・里長・里書の三者を並列し、里長が錢糧の徴収に関わるすべての用務を所管するとした。もし、新たな知県が着任して来た際、この乾隆『無錫県志』の記載のみに依拠すれば、錢糧の完納・滞納

の責任はすべて里長のみが追求されることになる。これは大きな誤りである。

〔Ⅲ〕また、想起しなければならないのは、康熙の後に続く雍正の時期に、逃亡戸を追求する際には、県当局は必ず総甲と協同したという事実である。もし、この時点で里長がまだ置かれて錢糧を所管していたならば、逃亡戸の追求においても、なぜこの里長を用いず、総甲のみを用いたのか。現在では、里長という役がないことは明白である。当時、また、総甲に錢糧の徴収をさせるといふ提案がなされ、錢糧の完納・滞納の責任がしだいに総甲に波及しようとしていたが、これは総甲にもとの里長の役を兼務させようとするものである。昔、専任の里長でもなお耐えられなかった業務を、いますでに負担の重い総甲に兼務させることができようか。これらはみな、従前の記録を調査していないことから来ているのである。

〔Ⅳ〕県志を編纂する者は、まず第一に、従前に刊行された県志の記事を詳細に掲載し、錢糧の完納・滞納が、本来は里長の所管であって、総甲には関わりがなかったことを詳しく記載すべきである。第二に、里長が廃止された理由を記載し、里長が滞納戸の代替負担に苦しんでいた状況を備前に列挙し、里長がその所管だけでも担当不能であったこと、とすれば総甲が決して兼任できないものであることがわかるようにしなければならない。そうすれば、県志を閲覧するものが事の次第を明確に認識することになり、総甲に錢糧徴収をさせようとする動きをなくすることができるだろう。

およそひとたび筆をとったならば、必ず人民の生活の将来の利害を詳細に洞察するべきである。過去の事情についてぼんやりとした知見しかなく、また現在のそれにも暗く、ひたすらい加減に事を済ますそうとするというのでは、どうしようもない。

ここでの乾隆『無錫県志』は、『小録』「例言」第1条におけるように、「簡嚴莊雅」の体裁をとるべきであり、「事の民俗の利病に繋がるも」「載するに及ばざる者有る」は、「或いは当途に礙げられ、分類に限られれば、必ずしも尽くは疎漏に由るに非ざるなり」として、「邑志」であるが故に免罪されない。同じ「例言」第2条にいう、「過ぎて簡約を求めて脱誤明らかならざるを致し、而かも係わる所実に鉅なる者」なる一つとされたこの「民役」における『小録』の筆致は、「志の訛を補ない、志の誤を訂だす」というには、非常に厳しい。そこでは『乾隆無錫県志』の里長及び総甲の役に対する取り扱い方が完膚無きまでに批判される。この種の問題に言及したならば、「民生」の「利病」の将来にきめこまかい注意を払うべきであるのに、それがなされていない。過去にも現在にも明確な認識がなく、単に当該の項目を適当に埋めているに過ぎない、と。

巻1「備参上」の「民役」の項に即して見る限り、「民俗」「民生」に関する『小録』の作者黄印の問題意識には、「例言」で彼自身が述べる所に比べ、内容・表現ともはるかに尖鋭なものがある。

「邑志」の各項目に収録されている基礎資料ともいべきものの正誤に当てられている巻2「備参下」については、その第17項「兵燹寇盜」の冒頭に付せられた趣旨説明の一文を見てお

こう。『小録』と乾隆『無錫県志』、黄印と顧奎光との関わりをも併せて示しているからである。

「新志の歴代沿革に於いて正史に根拠し謬謬を駁正するは、固より旧志に勝る。然れども兵争割拠において悉く置きて録せざるは則ち之を失するなり。予、顧子雙溪（顧奎光）に言いて補編に増入せしむるも、然れども亦た甚だ略せり。明の中葉の倭乱、末季の寇盜に至りては、皆邑事の大なる者なるに、志俱に載するを失す。今悉かに考（しら）べて之を録す。」

乾隆『無錫県志』の「歴代沿革」とは、その巻1「建置沿革」を指しているともみなされる。黄印は、この部分において、編者が、正史である『明史』に基づいて誤謬を是正していることは、従来の『無錫県志』よりも優れているとして評価しながらも、「兵争」——戦争や反乱など武力をともなう大きな変事が、ことごとく皆放置され、記録されていないことを、失態として批判している。黄印は、編者の一人であったかの顧奎光にこの点について進言し、その結果、「補編」中に追加が行なわれたが、なお非常に簡略なものにとどまり、明代中葉の倭寇や明末の反乱が、無錫県にとって重要な事件であるにもかかわらず、記載されなかった。そこで、黄印は、これらの事件について考証した上、この『小録』「備参下」にすべてを収録したのである。具体的には、明の嘉靖35年の倭寇の江南侵入が20行にわたって、崇禎13年6月の無錫県下農村における農民の搶米、順治2年における南明側の武將黄蜚の軍団及びこれと呼応した無頼の子弟の動向、清初における盜賊、順治18年の太湖を拠点とする赤脚張三の掠奪などが17行にわたって記されている。

「備参下」第17項「兵燹寇盜」の上引の一節は、乾隆『無錫県志』の編纂をめぐる顧奎光に対する黄印の積極的な働きかけの跡を示している。

むすびに

以上、本稿では、乾隆17年（1752）『小録』と略称してきた黄印編『錫金識小録』の編纂方針を、『小録』所載の顧奎光の「序」、同じく顧奎光の「黄印伝」、黄印自身による「例言」、及び「備参上」「備参下」所収の幾編かの記事に即して検討してきた。そこでは、黄印の従弟顧奎光が、乾隆15年の刊記を有し、乾隆16年中に完成していた乾隆『無錫県志』の編者の一人であること、同県志の纂に際して黄印が資料の収集に関与し、これらの資料を活用して乾隆『無錫県志』の補充・訂正を期した部分こそ「備参上」「備参下」であり、この二つの巻を中核として『小録』が成立していることなどが明らかとなった。『小録』と乾隆『無錫県志』との、及び黄印と顧奎光との緊密な関係、『小録』の成立過程に関する顧奎光の見解、乾隆『無錫県志』の編纂方針に対する黄印のさまざまな発言。巻1「備参上」を通じて顕著になされている乾隆『無錫県志』の具体的内容に関する黄の批判的見解。これらを通じて明らかになったのは、黄印が、乾

隆『無錫県志』には、「民俗の利病」,「民生艱難の故」あるいは「民生日後の利害」,すなわち地域社会の共有する経済的社会的諸課題に関する記述がきわめて不十分であったり,欠如している,と考えていたことである。また,同じく黄印は,こうした乾隆『無錫県志』の問題性は,根底的には,「当途に礙げられ,分類に限られ」る,すなわち,県志という存在に対する行政官の規制と県志編纂一般に通用していた体裁上の枠組とに基づく,とみなしており,逆に「邑志の外編」としての『小録』は,かかる規制や枠組から自由であるという冷静な認識をももっていた。しかしながら,黄印の発言は,しばしば県志にとっての所与の客観的条件への認識・同情を越え,編纂・執筆の担当者が上記の諸課題に対する真摯な姿勢を欠いていることにも及び,鋭い批判となった。

黄印が,郷試に合格して挙人たりえず,従って任官の機会を有せず,生員の資格をもつに留まったことからすれば,彼は郷紳ではなく,士人である。『小録』における彼の発言が地域社会の諸課題への深い関心に支えられており,易学への造詣に見られるその好学,紡車・織具が散らばっている中で暮らすというその生活態度とあわせて見るならば,彼の中に経世済民の強い志向を見出すことも可能であろう。冒頭に再録した清代の郷紳に関する見通しの一部——郷紳層ではなく士人層の側に地域社会の課題ととりくむ志向が見られたという第5項は,本稿の検討に即して一つの例証を得たということができよう。もとより,官僚の一員でもありその意味では郷紳層に属する顧奎光にもこうした志向があることはすでに述べた通りであり,階層と志向性を結びつけるこうした議論はあくまでも傾向性を見るためである。『小録』「備参上」の「士習」の項において,黄印は,「邑紳」に比べ「志節学行」において勝っていると彼の見ていた「士人」にも頹廢の風が及んでいることを指摘しており,読書人の志向を機械的に階層によって区分することに,本稿の目的があるのではない。問題は,地域社会の課題が清代中期に属する18世紀においていかなる人々により,どのように把握されていたかの検証にあり,上記第5項のような設定も,そのための手がかりを得るための作業仮説に過ぎない。また,そうした目標を達成するためには,すでに「はじめに」で言及したように,従来から蓄積されてきた清代の読書人や地域社会を対象とする多面的研究や18世紀に関する諸ろの近業が活用されねばならないであろう⁽¹⁴⁾。筆者は,最近清代の郷鎮志の序文をとりあげて,その編者たちの市鎮レベルの地域社会への関心の高まりに言及した⁽¹⁵⁾が,今後は,地方志の編者の問題意識の所在や内容上の特徴について,地方志中の郷鎮志やこの『小録』をも含めて,検討していきたい。

『小録』や地方志の検討の上で,留意すべき点の一つは,風俗に関する項である。冒頭における清代の郷紳に関する見通しの第4項,明末の地方志風俗の項にみなぎる社会秩序維持をめぐる危機感と使命感が清代中期までの地方志風俗の項においては希薄になったという点の検証がさしあたり必要である。『小録』「備参上」の「風俗変遷」については,別の機会に乾隆『無錫県志』巻11「風俗」と比較しつつ,その特徴を明らかにすることを期しているが,ここで注意しておきたいのが,地方志では,しばしば風俗の項の一環を構成している年中行事に関する

部分、すなわち、「風俗変遷」に続く「補訂節序 正月至十二月」である。ここで詳論するゆとりはないが、この項には、黄印が非常に力を注いでおり、おびただしい紙幅が費やされていることが興味深い。正月から筆を起こすに先立って付された説明には、次のようにいう。

「節序は金匱志に始まるも、執筆者、邑人に非ざるに縁り、多くは未だ真確ならず。無錫新志は之に本づけるも、而かれども尤も略せり。故に為に此れを補い、広く各郷並びに今昔同じからざるの故に及ぶ。風俗の升降も、亦た此れに於いて推すべし。」

文中の「金匱志」とは、旧来の無錫県が、金匱県と新たな無錫県とに分割されてから、最初に出された乾隆7年（1742）刊『金匱県志』の謂いである。乾隆『無錫県志』巻11「風俗」に「附 歳時俗尚」として載せられた部分は、金匱県志の内容を踏襲したが、それは「同県人でない人々によって執筆されているため、真実でない部分が多く、しかも非常に省略があるので、県下の各地域の間に、及び過去と現在との間に存在する異同を付加した。風俗の上昇下降は、この年中行事から推察することができる。黄印はこのように述べて、彼がこの項目をすこぶる重視していることを示す。おびただしい紙幅が割かれているのはこのためである。しかもその内容はきわめて具体的で生き生きとした描写に満ちている。『小録』について見るかぎり、まさに清代中期の作であるにもかかわらず、明末の地方志風俗の項とは異なった形ではあるが、そこには独自の充実した風俗の関する叙述があることになる。生活についての認識がきわめて豊かになってきているのである。

いま一つ指摘しておくべきことがある。それは、貧しさを示す現象の出現に鋭い関心が向けられ、記述が多いことである。

「十五日元宵節。夜、松木を断りて薪と為し、架して之を門左に然やし、佐くるに爆竹・銀花を以てす。火鑪と曰う。（中略）雍正以後、漸く衰少す。然うして鑪火する者、十家にして三、銀花・火樹を放つ者、百家にして一のみ。民貧なれば則ち費を惜しむが故なり。」（正月）

「初一日自り始め、戸ごとに一鐙を懸く。一月を尽くす。俗に大老爺鐙と謂う。（中略）雍正以後、鐙を懸くる者、止だ廿家にして一なり。民貧にして鐙油の費を惜しむを以てするなり。」（五月）

尊一卑、貴一賤、主一僕、主一佃、郷紳一庶民など、明末の地方志・風俗には、社会関係における秩序転倒への危機意識が充満している。『小録』においては、風俗に関するこうした形の危機意識は、必ずしも顕著ではない。ただ、貧しさの顕在化が鋭敏に意識されていることに留意するならば、そこに清代中期の読書人たちの新たな形態の問題意識が認められるかもしれない。少なくとも『小録』の編者黄印の経世済民の志向それ自体については、社会秩序の変動と

いう形で危機意識を抱いた明末の読書人のそれとの間に極端な差を認めることはできないであろう。

しかしながら、『小録』は、乾隆『無錫県志』のように、公刊された地方志ではない。『小録』は、その巻頭第1葉にある王念祖の一文によれば、清末の光緒22(1896)になって始めて今日見ることができる形態で刊行された。それまでは、

「余、梁溪(無錫)に承乏(着任)す。既に下車し、尋いで邑志を覽るに、注に識小録を引くに云々とあるを見る。其の全書を觀んと欲するも得べからず。」「独り是の書、抑もそも久しくして彰われず。咸な紀す所、淑慝(よきもわるきも)並存するの故なり。」

とされている。

『小録』はあくまでも、鈔本として蔵されている、いわば半ば地下に潜っていた“裏の地方志”であった。この点に想いを致すならば、清代中期までの公刊された地方志には、黄印によって厳しく批判されていた乾隆『無錫県志』と同様の限界が予測される。明末の地方志においては、編者たちが自由に自説を主張することが事実上可能であった。こうした状況と士大夫・読書人層に対して清朝の厳しい政治的規制が行なわれていた清代中期⁽¹⁶⁾の地方志の編者たちの置かれていた条件との間には、大きな隔りがある。自己の見解を自由に表明できた明末とそのことが有形無形の制限を受けていた清代中期との間には、やはり顕著な差異を認めなければならない。地方志・風俗の記述から、当該の時代の社会秩序や執筆に当たった読書人層の問題意識のありかたをさぐることは可能であり、また有用であるが、そのためには、地方志それ自体の性格を含めた検討が必要である。

注

- (1) 筆者が清代中国の地方志・風俗の項についての粗い見通しをはじめて公の場で示したのは、1994年6月、東京大学文学部で開かれた社会文化史学会大会での報告「明末の社会関係における秩序再論」においてである。
- (2) 重田徳「郷紳支配の成立と構造」(岩波講座『世界歴史』12・中世6・1971年)。のち、重田徳『清代社会経済史研究』(岩波書店、1975年)に収録。
- (3) 拙稿「明代の郷紳——士大夫と地域社会の関連についての覚書——」(『名古屋大学文学部研究論集』77・史学26、1980年)
- (4) 筆者自身の地主制の研究については「明清時代の土地制度」(岩波講座『世界歴史』12・中世6・1971年)、「十六—十八世紀における荒政と地主佃戸関係」(『東洋史研究』27—4、1973年)、『中国民衆叛乱史』4・明末～清(谷川道雄・森正夫編、夫馬進と分担訳注・解説、平凡社・東洋文庫、1983年)などを参照。筆者の民衆反乱をめぐる研究については、さしあたり、『中国民衆叛乱史』4・明末～清、前掲を参照。

- (5) 拙稿「明代の郷紳——士大夫と地域社会の関連についての覚書——」前掲結論部分における清代地方志・風俗の項に対する筆者の評価の前提となったのは、拙稿「明末の社会関係における秩序の変動について」（『名古屋大学文学部三十周年記念研究論集』、1978年）である。
- (6) 『明史』黄正色伝参照。
- (7) この件については、張慧劍編著『明清江蘇文人年表』（上海古籍出版社、1986年）を参照。
- (8) この件についても、張慧劍編著『明清江蘇文人年表』前掲を参照。
- (9) 張慧劍編著『明清江蘇文人年表』前掲。
- (10) 日本で現在閲覧可能な、乾隆年間までに刊行された無錫県及び関係の金匱県志の地方志には以下のものがある。
- ◆万暦2年（1574）刊。周邦傑修。秦梁等纂。『無錫県志』24巻・図1巻。東洋文庫蔵。
 - ◆康熙29年（1690）刊。徐永言修。嚴繩孫・秦松齡纂。『無錫県志』42巻。東洋文庫・内閣文庫蔵。
 - ◆乾隆7年（1742）刊。王允謙修。華希閔纂。『金匱県志』20巻。東洋文庫蔵。
 - ◆乾隆18年（1753）序刊。王鎬修。華希閔等纂。『無錫県志』42巻。静嘉堂文庫蔵。
 - ◆乾隆17年（1752）黄印纂。『錫金識小録』12巻。光緒22年（1896）王念祖木活字本。東洋文庫等蔵。
- (11) 井上進「方志の位置」（『山根幸夫退休記念明代史論叢』、汲古書院、1990年）
- (12) 『錫金識小録』の中でも圧倒的な比重を占める「人に属する」部分と、この部分に対する黄印の編纂・執筆の仕方は、巻1「備参上」の中で、筆者が「明代の郷紳」前掲において依拠した「邑紳」「士習」などの理解にも関わる興味深い問題を孕んでいる。別途論じる予定である。
- (13) 均田均役については、濱島敦俊『明代江南農村社会史研究』（東京大学出版会、1981年）参照。
- (14) 1980年代以降の日本における明清時代史研究の諸業績について、筆者は、1993年8月に中国西安市で開かれた第5回中国明史国際学術討論会で、「80年代以降の日本における明清史研究の新しい潮流」という表題で報告を行い、その際、比較的詳細な文献目録を作成・配布した。この報告と付録である文献目録は、田島毓堂編『開発における文化(2)』——国際開発の教育・研究システムに関する共同研究・「開発」の概念と実態における「文化」の意義（名古屋大学国際開発研究科、1994年）に掲載した。なおこのうち報告の部分は、『中国史研究動態』1994年第4期（中国社会科学出版社）及び『史学集刊』1993年第4期に、「日本八十年代以来明清史研究的新潮流」として掲載されている。
- (15) 拙稿「清代の郷鎮志における地域社会観——江南デルタに即して——」（森正夫編『旧中国における地域社会の特質』（平成2～5〔1990-93〕年度科学研究費補助金・一般研究〔A〕研究成果報告書、1994年）。
- (16) 井上進『顧炎武』（白帝社、1994年）は、清代江南における士大夫・読書人層に対する清朝の厳しい規制についても、最新の研究成果となっている。